

福井県警察の表彰に関する訓令

平成 9 年 3 月 1 4 日
福井県警察本部訓令第 2 号

改正

平成11年 5 月 6 日本部訓令第10号	平成17年 3 月 24日本部訓令第20号	平成20年 3 月 24日本部訓令第21号
平成25年 3 月 22日本部訓令第16号	平成26年 7 月 10日本部訓令第34号	平成27年10月 2 日本部訓令第19号
平成31年 4 月 1 日本部訓令第14号	令和元年 8 月 28日本部訓令第25号	令和 2 年 3 月 12日本部訓令第14号

福井県警察の表彰に関する訓令を次のように定める。

福井県警察の表彰に関する訓令

福井県警察の表彰に関する訓令（昭和 6 3 年福井県警察本部訓令第 2 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 表彰の種類等（第 2 条—第 1 3 条）
- 第 3 章 表彰の上申等（第 1 4 条—第 1 7 条）
- 第 4 章 表彰の審査等（第 1 8 条—第 2 3 条）
- 第 5 章 雑則（第 2 4 条—第 2 8 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、警察表彰規則（昭和 2 9 年国家公安委員会規則第 1 4 号。以下「規則」という。）に基づく表彰の手続き及び福井県警察における表彰の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 表彰の種類等

第 2 条 福井県警察本部長（以下「本部長」という。）の行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞詞
- (3) 賞状
- (4) 賞誉
- (5) 賞
- (6) 即賞
- (7) 感謝状

（警察功績章）

第 3 条 警察功績章は、勤務成績が優秀で特に顕著な功労があり、次の各号の一に該当する福井県警察職員（以下「警察職員」という。）に対して、その者が退職するときに授与する。ただし、既に警察功績章以上の表彰を授与された者は除く。

- (1) 3 0 年以上勤務した警視又は警部の警察官及びこれに相当する警察行政職員
- (2) 3 0 年以上勤務した警部補以下の警察官及びこれに相当する警察行政職員で、次のいずれかに該当する者

- ア 優秀警察職員として本部長賞詞を授与された者
 - イ 特に顕著な功労があり、表彰することが適当と認められる者
- (賞詞)

第4条 賞詞は、甲号及び乙号の2種類とし、次の各号の一に該当する警察職員について、特に多大な功労があると認められる者に対しては甲号を、多大な功労があると認められる者に対しては乙号を授与する。

(1) 次に掲げる事項について、功労があると認められる者

- ア 犯罪の予防、鎮圧、捜査又は検挙
- イ 人命の救助又は身体若しくは財産の保護
- ウ 災害又は変事における警戒、防護又は財産の保護
- エ 交通事故の防止又は交通指導取締り
- オ 警察の信頼を高めた善行又は適切な市民応接
- カ 警察の信頼を高めた苦情・相談処理又は被害者支援
- キ 警察上重要な発見、発明、改善、研究又は技術の向上
- ク 警察研修における優秀な成績
- ケ 警察術科の振興
- コ 前アからケまでに規定するもののほか、警察上重要な職務の執行又は事務の処理

(2) 警察職員として20年又は30年勤務し、その間勤務に精励した者

(3) 警察職員として20年以上勤務し、成績が特に優秀で、かつ、他の模範と認められる者

(4) 警察職員として25年以上勤務し、特に優秀な成績を収めて退職する者

(5) 警察職員として20年以上勤務し、死亡又は公務上の疾病に起因して退職する者

(6) その他多大な功労があり、表彰することが適当と認められる者

(賞状)

第5条 賞状は、警察職務遂行上、顕著な業績があると認められる警察本部の部、課、隊、所及び警察学校並びに警察署又は捜査本部、警備本部その他の警察業務運営上の必要により設置した組織（以下「部署」という。）に対して授与する。

(賞誉)

第6条 賞誉は、業績が優秀であると認められる部署又は次の各号の一に該当する警察職員に対して授与する。

(1) 第4条第1号に掲げる事項について功労があると認められる者

(2) 警察職員として15年以上勤務し、成績が優秀で、かつ、他の模範と認められる者

(3) 警察職員として15年以上勤務し、優秀な成績を収めて退職する者

(4) 警察職員として10年以上勤務し、死亡又は公務上の疾病に起因して退職する者

(5) その他功労があり、表彰することが適当と認められる者

(賞)

第7条 賞は、警察本部が主催する競技会等において、優秀な成績を収めた警察職員若しくは部署又は部外者等に対して授与する。

(即賞)

第8条 即賞は、第4条第1号に掲げる警察活動について多大な功労があり、かつ、速やかに賞揚することが士気高揚上特に必要があると認められるとき、警察職員又は部署に対して授与する。

(感謝状)

第9条 感謝状は、次に掲げる警察活動に協力援助するなど功労があると認められる警察職員以外の者又は団体（以下「部外者等」という。）に対して授与する。

- (1) 犯罪の予防、鎮圧、捜査又は検挙
- (2) 人命救助
- (3) 青少年の補導、育成又は環境浄化
- (4) 交通安全
- (5) 災害、事変等における警戒及び防護
- (6) 被害者支援
- (7) その他警察又は警察職員に対する協力

(部長表彰の種類)

第10条 警察本部の部長（以下「部長」という。）は、主管する事務について次の表彰を行うことができる。

- (1) 賞
- (2) 即賞
- (3) 感謝状

2 賞は、賞誉又は本部長の賞に次ぐ功労又は業績があると認められる警察職員又は部署に対して授与する。

3 即賞は、本部長の即賞に次ぐ功労又は業績があると認められる警察職員又は部署に対して授与する。

4 感謝状は、本部長の感謝状に次ぐ功労又は業績があると認められる部外者等に対して授与する。

(所属長表彰の種類)

第11条 警察本部の課長、隊長、所長及び警察学校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）は、主管する事務又はその所属において処理した事案について次の表彰を行うことができる。

- (1) 賞
- (2) 即賞
- (3) 感謝状

2 賞は、部長の賞に次ぐ功労又は業績があると認められる警察職員又は警察署の課に対して授与する。

3 即賞は、部長の即賞に次ぐ功労又は業績があると認められる警察職員又は警察署の課に対して授与する

4 感謝状は、部長の感謝状に次ぐ功労又は業績があると認められる部外者等に対して授与する。

(連名表彰)

第12条 本部長、部長及び所属長は、警察の関係する機関又は団体の長と連名で表彰を行うことができる。

(副賞)

第13条 表彰には、副賞を付与することができる。

第3章 表彰の上申等

(本部長表彰の上申)

第14条 部長は、主管する事務について第2条第3号、第4号（部署に係るものに限る。）、第6号及び第7号に定める表彰の必要があると認めるときは、本部長に上申するものとする。

2 所属長は、主管する事務又はその所属において処理した事案について第2条第1号、第2号、第4号（職員に係るものに限る。）及び第5号に定める表彰の必要があると認めるときは、本部長に上申するものとする。

3 前二項の上申は、監察課を経由して行うものとする。

（部長表彰の上申）

第15条 所属長は、第10条に定める表彰に該当すると認めるときは、主管課を経由して主管部長に上申するものとする。

（長官等表彰の上申）

第16条 本部長は、警察庁長官又は中部管区警察局長（以下「長官等」という。）の表彰が適当と認めるときは、長官等に上申するものとする。

（上申書の様式）

第17条 本部長表彰の上申書の様式は別に定める。

第4章 表彰の審査等

（表彰審査委員会）

第18条 警察本部に表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長には本部長を、委員には、部長会（福井県警察本部部長会規程（平成6年福井県警察本部訓令第15号）に定めるものをいう。）の構成員及び監察課長をもって充てる。

3 委員長に事故あるときは、警務部長が委員長を代理する。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

5 委員会の事務は、監察課において処理する。

（表彰の審査）

第19条 本部長は、表彰審査案件について必要があると認めるときは、委員会を開催し、審査に付するものとする。

（併賞）

第20条 長官等表彰を授与された警察職員又は部署に対しては、本部長表彰を授与することができるものとする。

2 本部長の即賞を授与したときは、賞詞又は賞状を授与することができるものとする。

3 賞状を授与する場合において、警察職員に特に多大な功労があると認められるときは、賞詞又は賞状を授与することができるものとする。

（死亡又は退職時における表彰）

第21条 表彰を受けるべき警察職員が死亡又は退職したときは、生前又は退職の日にさかのぼって表彰することができる。

（表彰の制限）

第22条 警察職員が次の各号の一に該当する場合は、表彰を授与しないことができるものとする。

(1) 第3条、第4条第2号から第5号まで及び第6条第2号から第4号までに定める表彰については、過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当でないと認めら

れるとき。

- (2) 第4条第3号及び第6条第2号に定める表彰については、過去に同種の表彰を受けているとき。
- (3) 第4条第3号に定める表彰については、第6条第2号に定める表彰を授与されてから3年を経過していないとき。
- (4) その他表彰することが適当でないと認められるとき。

(上申者への通知)

第23条 監察課長は、表彰の授与が決定したときは、上申者に対して次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 表彰を受ける警察職員、部署、部外者等
- (2) 表彰の種類
- (3) 表彰の年月日
- (4) 授与の方法

第5章 雑則

(在職及び勤続期間の計算)

第24条 この訓令で定める勤務年数の計算は、警察職員として引き続き勤務している年限によるものとする。

2 前項の期間には、次の各号に掲げる期間を算入するものとする。

- (1) 警察庁、中部管区警察局及び他の都道府県警察に勤務していた期間
- (2) 福井県知事部局、公安調査庁その他警察以外の官公署（これに準ずる法人、団体等を含む。以下「他の官公署」という。）へ出向していた期間
- (3) 警察組織の特別な要請により、他の官公署等から新規に採用した警察職員については、採用後5年を経過したときは、他の官公署等の在職期間
- (4) その他委員会が特に算入する必要があると認めた期間

3 第1項に定める期間には、次の各号に掲げる期間を除くものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項に定める休職の期間
- (2) 地方公務員法第29条第1項に定める停職の期間
- (3) 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号）第13条に定める病気休暇、第14条に定める特別休暇（福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年福井県人事委員会規則第2号）第17条第1項第5号の場合を除く。）及び第15条に定める介護休暇のうち引き続き1か月以上に及ぶ期間
- (4) 福井県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年福井県条例第69号）第2条に定める自己啓発等休業のうち引き続き1か月以上に及ぶ期間
- (5) 福井県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年福井県条例第49号）第2条に定める配偶者同行休業のうち引き続き1か月以上に及ぶ期間

(警察勲功章等被授与者の事故報告)

第25条 所属長は、警察勲功章、警察功労章又は警察功績章を授与された者が規則第10条に該当することを認知したときは、直ちに本部長に事案の概要を報告しなければならない。

(簿冊の備付け)

第26条 監察課長は、表彰関係簿を備付け、本部長表彰及び長官等表彰並びに警察以外の者、機関、団体等が行う表彰について、所要の事項を記録しなければならない。

2 所属長は、表彰関係簿に警察職員の表彰に関する事項を記録しなければならない。

(表彰状の様式)

第27条 表彰状の様式及び規格は別に定める。

(雑則)

第28条 この訓令の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成9年3月20日から施行する。

附 則 (平成11年5月6日福井県警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成11年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月24日福井県警察本部訓令第20号)

この訓令は、平成17年3月25日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日福井県警察本部訓令第21号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日福井県警察本部訓令第16号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月10日福井県警察本部訓令第34号)

この訓令は、平成26年7月10日から施行する。

附 則 (平成27年10月2日福井県警察本部訓令第19号)

この訓令は、平成27年10月2日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日福井県警察本部訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年8月28日福井県警察本部訓令第25号)

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月12日福井県警察本部訓令第14号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。